

前期基本計画

基本目標
4

豊かな個性を
育み認め合う



政策10 再編による学校教育の充実

施策22: 充実した教育環境の整備
施策23: 特色ある教育活動の推進



政策11 生涯学習の推進

施策24: 社会教育とスポーツの振興
施策25: 文化財の保護と活用
施策26: 芸術文化の振興



政策12 多様な個性の尊重

施策27: 人権の確立
施策28: 男女共同参画の推進
施策29: 国際共生の推進





基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策10 再編による学校教育の充実

施策
22

充実した教育環境の整備

◆現状と課題◆

- 現在、市内にある校舎のほとんどは建築後30年から40年を迎えており、古いものでは50年をすでに経過しています。軒や壁の剥落、屋根の雨漏りの補修等、すでに維持管理に追われる状況となっています。新規に建替を行わず長寿命化を図る「豊前市学校施設長寿命化計画」によると、改修を行うだけで今後10年間に約57億円が必要になることが明らかになりました。加えて、これとは別に各校で学校運営の維持管理費がかかり、市の財政状況から、現在の小・中学校14校をこのまま存続するのは困難なため、再編成する必要があります。
- 現在、1学年当たり200名程度いる子どもたちは、社会の少子化傾向の影響を反映し、数年後には1学年150名規模となることが、市内出生数の統計から見えてきました。市内10校ある小学校のうち、半分の5校が複式学級を含む規模となりますが、充実した教育活動の実施には一定の人数を確保する必要があります。
- 市内4つの中学校は、大きくても学年2～3クラス規模となり、全ての教科の教師が定数配置されない状況となっています。部活動も限られ、市外の学校を選ぶ子どもも少なくありません。現在、区域外就学で市外の学校へ就学している中学校の生徒は20名程度います。加えて、文部科学省が今後推進していく小学校高学年における専科教員の配置も、現在の市内の学校規模では配置されない可能性が高く、充実した教育を行う上で複数学級の規模とする必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
児童・生徒	市内全ての小・中学校を再編し、適正規模・適正配置に向け、学校・家庭・地域が連携して取り組みます。また、一人ひとりが適切な教育や支援を受けられるような教育機関相互の連携も深めます。

◆成果指標◆

区域外就学で市外の学校へ就学した生徒数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 令和9年度:目標値 中学校24人 中学校10人 (特別支援学校希望者を除く)	学校再編により魅力ある充実した教育を目指します。

◆基本事業◆

基本事業
1

市内小・中学校の再編整備

- 一定の規模を確保し、学校教育の目的や目標を実現していくため、現在の小学校10校・中学校4校を再編成し、小学校2校・中学校1校・義務教育学校1校とする「豊前市立学校適正配置基本方針」に基づき、豊前市立学校の再編成を進めていきます。
- 学校再編成により遠距離通学となる児童等に対し、スクールバスや市バス等を活用し、通学環境の整備を図ります。

基本事業
2

学校再編による「より積極的な教育指導体制」の充実

- 適正規模となる新設小学校・中学校においては、TT指導※1、習熟度別指導※2、専科指導※3、クラスの枠を超えた多様な学習方法、指導形態をとることで、充実した教育活動を図ります。また、運動会・修学旅行等の集団活動・行事などで豊かな人間関係の構築や集団の形成が図られるよう、充実した教育活動を展開します。部活動においては、環境の整備を行い、文化部・運動部ともに選択肢の拡充を図ります。
- 適正規模となる新設小学校・中学校においては、クラス替えを可能とし、集団の中で多様な考え方に触れる機会や互いに切磋琢磨する機会など、人間関係を広げ、社会性やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 現在、小規模特認校※4の合岩小・中学校においては、義務教育学校として再編し、小・中学校9年間のカリキュラムを工夫することで、系統性を意識した小中一貫教育・異学年交流など特色ある教育活動を展開します。

用語解説

- ※1 TT指導:複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。
- ※2 習熟度別指導:児童・生徒の学習内容の習熟の程度に応じた学習指導のこと。
- ※3 専科指導:担任以外の教員が特定教科の授業を行うこと。
- ※4 小規模特認校:小規模化が進む学校について、学校の活性化を図ることを目的として、通学区域外からの入学・転入学を認めている学校のこと。



◆基本事業◆

基本事業
1
学力向上の推進

- 全国学力・学習状況調査や県学力調査、市標準学力調査等の結果分析により、学力の実態を把握し、課題を明確にします。その上で、子どもたち一人ひとりが知識・技能を習得し、学力を確実に伸ばすことができるように、個に応じたきめ細かな学習支援や指導に努めます。
- 学力向上に向け、小学校での「寺子屋」等の補充学習を充実するとともに、学習習慣定着に向けたリーフレット「ぶぜん9年ナビ」の全小・中学生への配布・指導等により家庭学習の啓発を行います。

基本事業
2
ICT活用による学習活動の充実と情報活用能力・プログラミング的思考力の育成

- 子どもたちの学習状況や習熟度に応じ、学校や家庭で学習ができるようICT環境の整備及びICT支援員の配置を充実し、教員のICT活用能力の育成を図り、子どもたちのICT活用による学習活動の充実と情報活用能力の育成に努めます。
- 小・中学校の教科・領域等でのプログラミング体験・作成等の学習活動が充実できるよう教材教具の整備により、今後ますます必要となるプログラミング的思考力の育成に努めます。

基本事業
3
より積極的な教育指導体制の充実

- いじめや不登校等、きめ細やかな相談に対応できる体制づくりのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図ります。
- 教職員の指導力強化と不登校や閉じこもりがちな子どもたちの学校生活への復帰を支援するため、教育支援センターでのカウンセリング・学習指導・集団生活への適応指導等に努めます。
- 幼稚園・保育園など就学前から、小学校・中学校・高等学校と一貫した特別支援教育を実施するため、巡回相談事業を実施・継続して、早期支援教育の連携体制づくりを推進するとともに、情報共有や就学・進学指導が円滑に実施できるよう連携強化を図ります。
- 外国語指導助手(ALT)や外国語日本人支援員(JTE)を全小・中学校に派遣し、授業を通して、外国の生活や文化への興味・関心を高め、外国語に慣れ親しませるとともに、自国文化への理解を深め、グローバル社会に生きる日本人としての基礎となる資質・能力を育成します。
- 子どもの読書活動を推進するため、全小・中学校に学校図書館司書を派遣し、学校図書の整理や授業での活用を図ります。
- 小・中学校9年間の学校教育活動全体を通して、「豊前9年プログラム：命・人権プログラム・郷土プログラム」による教育活動の充実を図ることと、郷土豊前の伝統や文化に対する誇りや愛着を持たせるとともに、主体的に関わろうとする心や態度を育みます。



DXプログラミング学習

基本目標
4
豊かな個性を育み認め合う
政策10 再編による学校教育の充実

◆現状と課題◆

- 現在、全国学力・学習状況調査等における本市の小・中学生の学力の実態は、全国平均とほぼ同程度の100ポイントで、少しずつ改善が見られています。子どもたち自身が、「わかる」、「できる」を実感することで、学習意欲が高まり、学力は向上されます。そのためにも、授業を通して興味・関心を持ち、進んで学習に取り組もうとする意欲を高めたり、学ぶことを通して自らの成長を実感させたりする個に応じたきめ細かな学習支援の必要があります。
- 急速に進展する社会のICT※化に対応すべく、文部科学省が実施することとしたGIGAスクール構想により子どもたちに1人1台のタブレットを配付し、学習を行っています。この学校教育におけるICT化は、教育活動に伴いハード・ソフト両面において多額の費用を必要とするとともに、概ね5年を標準とする機器・設備の更新は、今後大きな財政負担となってくることが想定されます。また、これからの社会を生き抜く力を育成するために、ICTの活用力、プログラミング的思考力の育成等、新たな教育課題について学校の教育活動の中で系統的に展開していく必要があります。
- グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。今後の国際化に向け、外国語に触れ、外国語を通して、外国の生活や文化に慣れ親しませ、興味を持たせるなどして、国際人としての基礎的な資質を育む必要があります。
- いじめや不登校の問題が、全国的にも深刻化し、数値も増加傾向が顕著です。いじめや不登校の問題は、長期化するケースが考えられることから、教育相談の充実や早期対応及び関係機関との連携を密に行う必要があります。
- 家庭における自主学習の定着、更なる学力向上に向けて、「寺子屋」等の補充学習の機会を提供するとともに、タブレットの持ち帰り学習等により、各家庭での学習習慣化への意識啓発を行っていく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
児童・生徒	子どもたちの学力実態を把握し、課題を明確にした上で、子どもたち一人ひとりが知識・技能を習得し、学力を確実に伸ばすことができるよう個に応じたきめ細かな学習支援に努めます。

◆成果指標◆

小・中学生の学力		指標設定の考え方
令和3年度:実績値	令和9年度:目標値	全国学力調査(国語・算数(数学))を活用し、子どもの学力向上を目指します。 ※全国の標準化得点を100とする
小:103	小:105	
中:103	中:105	

用語解説

※ ICT:Information and Communication Technologyの略。情報コミュニケーション技術、情報通信技術のこと。教育場面においては、電子教材を活用した授業の実践やコンピュータによる情報管理などのこと。

施策
23
特色ある教育活動の推進



基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策11 生涯学習の推進

施策
24

社会教育とスポーツの振興

◆現状と課題◆

- 社会教育の推進に向けては、関係各課との情報共有を図っているところですが、庁内に生涯学習推進基本計画を浸透させ、各事業に反映させていく必要があります。
- 生涯スポーツの振興に向けては、豊前市スポーツ協会を中心に各種団体と連携強化を図り、競技スポーツや障がい者スポーツ等の推進を図ります。併せて、総合型地域スポーツクラブ「ぶぜんピープルズ」、「よろうや」と連携し、多世代、多種目などスポーツの多様性に配慮した運動機会を提供し、スポーツを通じた健康増進と生きがいづくりを推進します。
- 日常生活の“動く”という視点の取組については、高齢者の健康づくりや介護予防関係部署と連携を図り、課題の解決に向けた協議に努めます。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	地域学習やスポーツ活動を行っている団体や機関と連携し、様々なニーズに対応したプログラムを創出し、社会教育とスポーツの推進を図ります。

◆成果指標◆

総合型地域スポーツクラブ会員数		指標設定の考え方
令和3年度:実績値	令和9年度:目標値	市民のスポーツ活動を活性化させるため、総合型地域スポーツクラブの会員数を増加することを目指します。
428人	500人	



豊前市野球教室

◆基本事業◆

基本事業
1

学びの環境づくりと地域づくり

- 市民ニーズに即した学習プログラムを提供するため、学習活動全般に関する魅力的な企画・コーディネートができる体制を整備し、学習プログラムをわかりやすく情報発信します。
- 世代間交流の促進やボランティア活動の推進により、生涯学習の知の循環(各個人が、自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する)を図るとともに、学校支援等地域の力を活かせる仕組みづくりに取り組みます。
- 学習や地域コミュニティの活動の場を確保するため、地区公民館の適切な維持管理を行います。

基本事業
2

スポーツ振興の環境づくり

- スポーツ推進体制の強化を図るため、スポーツ活動団体への支援を行うとともに、指導者の育成と活躍の場を提供します。
- 健康づくりを目的とした生涯スポーツへの参加機会を提供するため、いつでも、どこでも、誰でもがスポーツに親しめる体制づくりを推進します。
- 子どもたちの技術力の向上と意識の醸成を図るため、一流のアスリートの技術や精神に触れるスポーツ教室等を実施します。
- スポーツ活動の拠点づくりとして既存施設の機能を維持するとともに、年齢、性別、障がいの有無などに関わらず、すべての方が利用しやすいよう、設備の充実を図ります。



R4インリーダー研修



豊前てんぐウォーク



基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策11 生涯学習の推進

施策
25
文化財の保護と活用

◆現状と課題◆

- 「求菩提山」を中心とした歴史遺産群の保存・活用に向けて、国史跡「求菩提山」及び重要文化的景観※「求菩提の農村景観」は、各種計画に則した整備事業を実施しています。しかし、指定地が広域にわたり、未整備の箇所や整備後に劣化した箇所もあります。引き続き、各種計画に基づいた整備を実施するとともに、史跡等の活用について検討を進めていく必要があります。
- 求菩提資料館では、「求菩提山」に関わる資料の収蔵展示を行っています。「求菩提山」に関する歴史・文化の保存及びその普及、求菩提山周辺の観光のための拠点として、調査研究及び教育普及活動を継続していく必要があります。また、施設の老朽化、現在の立地の不安定さが文化財の収蔵施設としての懸念となっているため、建替を視野に入れて検討を進める必要があります。
- 伝統芸能の伝承に向けて、国指定重要無形民俗文化財である「豊前神楽」と、ユネスコの無形文化遺産にも登録された「感応楽」について後継者育成のための支援が必要です。また、指定・未指定を問わず、人口減少・少子高齢化に伴い存続が危ぶまれる伝統行事の活動伝承に向けて必要な支援を行う必要があります。
- 埋蔵文化財センターでは、企画展、夏休み体験教室、出前歴史教室のほか、埋蔵文化財・民俗文化財を活用した教育普及活動を実施していますが、入館者数が伸び悩んでいます。有形・無形の文化財を保存・活用していくためには、企画展のテーマ設定や広報を充実する必要があります。
- 史跡ガイドボランティアの会については、高齢化による人材の不足が懸念されており、ガイドボランティア養成講座の実施による担い手の確保に努める必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
文化財 観光客・旅行者	文化財の保護と活用を図るため、史跡ガイドボランティアや地元住民等との連携を深めます。また、文化財の魅力について市内外でPRを行い、観光客・旅行者の集客力の向上を目指します。

◆成果指標◆

埋蔵文化財センター利用者数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 年間1,416人 令和9年度:目標値 年間2,200人	市内外の人に本市の文化財等に関心を持ってもらい、埋蔵文化財センター利用者数の増加を目指します。

用語解説

※ **重要文化的景観**:人が生活をする中で、自然の景観と一体となって形成されたものを文化的景観という。そのうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条第1項の規定に基づき国(文部科学大臣)が選定した文化財のこと。

◆基本事業◆

基本事業
1

歴史遺産としての「求菩提」の保存・活用

- 国史跡「求菩提山」の保存・活用のため、求菩提山協議会を中心に事業を推進します。また、整備基本計画に基づき、計画的に整備を実施します。
- 重要文化的景観である「求菩提の農村景観」について、保存と活用を推進するため、「求菩提の農村景観」整備活用計画」に基づき事業を推進します。
- 「求菩提山」に関する歴史・文化の保存及び普及のため、求菩提資料館の整備について検討を進めるとともに、調査研究、教育普及活動を推進します。

基本事業
2

伝統芸能の伝承

- 無形民俗文化財の活動伝承のため、助成等必要な支援を行います。
- 国指定重要無形民俗文化財「豊前神楽」及び「感応楽」の活用を図るため、後継者育成などの活動を支援するとともに、情報発信を行います。
- 必要な調査を実施するとともに、保護に向けた方策を検討し、無形民俗文化財の保護を推進します。

基本事業
3

市民・地域との協働

- 本市における文化財の保存・活用のため、「豊前市歴史文化基本構想」に基づいた取組を市民・地域とともに推進します。
- 市内の文化財の有効活用を図り、交流人口の増加へとつなげるため、様々な情報発信を行います。
- 地域の歴史文化に接する機会の充実を図るため、埋蔵文化財センターでの常設・企画展の内容充実やアウトリーチ※による市民への情報提供を行います。



求菩提の農村景観



瀧蔵坊

用語解説

※ **アウトリーチ**:アーティストを派遣し、身近に本物の芸術に触れる機会を提供すること。



基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策11 生涯学習の推進

施策
26
芸術文化の振興

◆現状と課題◆

- これまで自主文化事業や子ども文化事業、文化祭を実施している豊前市芸術文化振興協会、豊前市文化協会への支援を行ってきましたが、平成31（令和元、2019）年度から、文化事業の主な会場となる市民会館と多目的文化交流センターを指定管理者制に移行しました。施設の管理と文化事業を指定管理者がまとめて行うことで、施設の有効活用を進めます。
- 多目的文化交流センターの利用団体数及び利用料収入は増加傾向にあります。スポーツ、レクリエーション等、様々な利用が可能な場のニーズは高いことから、施設を適正に維持管理し、活動の場を継続的に提供する必要があります。
- 子どもの読書活動充実事業、読書リーダー養成講座等の取組を、市・小学校・図書館・読書ボランティアの連携により実施しています。協働の体制はできているものの、ボランティア団体は、校区ごとで少人数の団体が多く、単独での活動継続が難しい部分があることから支援を行っていく必要があります。
- 市民会館については、豊前市総合文化施設建設市民会議において、よりよい文化活動を行ううえで建替が必要であるとの提言をいただいております。建替の早期実現に向けて、具体的な検討を進めていく必要がある一方で、建替実現までの間は引き続き現在の施設を使用していく必要があります。そのため、必要とされる施設の機能と市民サービスの質を維持するための改修を行いながら、施設の活用を図ります。また、大規模な改修については慎重な検討の上、利用者・管理者の安全が脅かされる事案について実施を進める必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	文化施設の維持・補修を進めつつ、施設の利活用を向上できるよう魅力的な文化事業の創出を目指します。

◆成果指標◆

図書貸し出し冊数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 126,113冊	市民の図書利用を促進し、図書貸し出し冊数の増加を目指します。
令和9年度:目標値 150,000冊	

◆基本事業◆

基本事業
1

文化事業の実施・場の提供

- 広く市民による芸術文化の振興を図るため、自主文化事業の企画、運営を行っている豊前市芸術文化振興協会、文化祭を実施する豊前市文化協会等の芸術文化活動を行う団体の活動を支援します。併せて、市民会館・多目的文化交流センターの指定管理者となる団体には、関連団体と連携しつつ、より魅力的な文化事業の推進を期待します。
- 市民の芸術文化に対する関心を高めていくため、自主文化事業や映画上映会、県民文化祭、文化体験プログラム等をより魅力的な事業の実施を目指します。また、子ども文化事業の実施等、あらゆる年齢層が芸術文化に親しむための事業を支援します。
- 市民の自主的な文化活動を促進するため、多目的文化交流センター等、活動の場を提供します。

基本事業
2

読書活動の推進

- 子どもたちの読書推進のため、「豊前市子どもの読書推進計画」に基づき、学校図書館と市立図書館、ボランティア団体と協働のもと、図書館を拠点とした活動を展開します。

基本事業
3

文化施設の整備

- 老朽化の進んでいる市民会館について、建替の早期実現のため、具体的な検討を進めます。



多目的文化交流センター



基本目標
4
豊かな個性を育み認め合う

政策12 多様な個性の尊重

施策
27
人権の確立

◆現状と課題◆

- 人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢は大きく変化しており、子どもや高齢者、障がいのある人などだれもが暮らしやすい社会が求められています。本市では、だれもが暮らしやすい社会を目指し、同和問題啓発強調月間における講演会の実施や啓発冊子の全戸配布、広報誌への特集記事掲載による啓発等を、また、人権週間における講演会の場での小・中学生による人権標語優秀作品の表彰を行う等、様々な人権問題の啓発活動等に取り組んでいます。啓発活動は重要であり、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- 人権のまちづくり協議会(地域人権協)主催の人権のつどいは、住民の参加や相互交流が行われ、人権意識の高揚につながっています。今後も継続して実施できるように、連絡調整や意見交換を行っていく必要があります。
- 豊前市人権センターは、セミナー、講座等の市の人権施策を展開していくための機関です。本市では、豊前市人権センターと連携し、人権侵害に対する相談活動として、人権相談を随時受け付けています。また、月に1回の弁護士相談を実施しています。インターネットによる人権侵害や個別の人権課題(マイノリティ差別)がクローズアップされてきており、今後も継続していく必要があります。
- 人権・同和教育等の推進に向けて、各学校では、様々な社会体験や自然体験等の学習活動や心の教育を取り入れています。また、就学前の幼稚園・保育園、小学校、中学校、義務教育後の高等学校が連携し、豊前市学校・園人権教育研究会の活動を通じて、取組を進めています。引き続き、これらに取り組んでいく必要があります。
- 地域づくり協議会が行う活動にも人権講座を組み込み、人権意識の向上に取り組んでいく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	「一人ひとりが輝く 人権文化のまちづくり」を基本理念とし、人権に関する様々な学習や研修の場を設ける等、市民の意識向上を目指します。

◆成果指標◆

人権に関する講演会等における理解度	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 89.0% 令和9年度:目標値 90.0%	人権に関する講演会や研修会の内容の充実を図り、理解度の向上を目指します。

◆基本事業◆

基本事業
1

総合的な人権問題への対応と推進体制の確立

- 人権施策の充実を図るため、必要に応じて人権施策基本指針の検証を行い、内容を見直すとともに、行動計画の策定に向けた検討を進めます。
- 人権問題の啓発を図るため、同和問題啓発強調月間や人権週間などの機会を活用し、啓発冊子や広報誌、講演会等による啓発活動を推進します。
- 各地域における住民相互の交流や人権意識の高揚を図るため、人権のまちづくり協議会と連携した取組を推進します。
- 人権に関する事業を展開していくため、人権に関する情報発信の拠点である豊前市人権センターの活動を支援します。
- 人権文化のまちづくりの人材を育成するため、豊前市人権センターと連携し、人権に関する教育・啓発・研究など様々な取組を展開します。
- 差別や人権侵害を許さない社会づくりを推進するため、差別をしない、させないという基本的な考えに立ち、新たな人権課題の解決に努めるとともに、啓発や相談に関する活動や事業を継続して実施します。

基本事業
2

人権教育の充実

- 各学校での人権課題に関する学習の充実を図るため、様々な社会体験や自然体験などの学習活動を充実し、心の教育を推進します。
- 人権・同和教育の推進並びに進路・学力の保障のため、豊前市学校・園人権教育研究会を通じた取組を推進します。
- 複雑化・多様化する人権問題に対応し市民一人ひとりが相互の人権を尊重する社会の実現を図るため、社会教育における人権教育は、あらゆる年齢・世代を対象に、多様な学習機会の場を提供し、多元的文化、多様性を認める共生の心の醸成に取り組めます。



「人権の花」運動



基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策12 多様な個性の尊重

施策
28

男女共同参画の推進

◆現状と課題◆

- 「第2次豊前市男女共同参画行動計画」に基づき男女共同参画推進に取り組んでいます。拠点施設として位置付けられている「ハートピアぶぜん」については機能充実を図る必要があります。
- 講演会や講座の開催による市民への啓発、また、学齢期の男女共同参画意識醸成のため、男女共同参画作文の募集及び優秀作品の表彰、デートDV防止ハンドブックの配布等を実施しています。講演会・講座については参加者の裾野を広げるため、内容や開催方法・周知方法を工夫する必要があります。
- 女性相談員を配置し、DVや夫婦・家族関係などの悩みを抱える女性の相談に対応しています。ハートピアぶぜん「こころの相談」は、性別にかかわらず相談できる窓口として定着しています。また、DV被害者支援のための庁内連携会議により、被害者の個人情報保護・二次被害防止に努めています。
- 令和3(2021)年3月改定の「豊前市特定事業主行動計画」に掲げる市の管理的地位(係長以上)における女性の登用率は27.2%(令和4(2022)年4月1日現在)で、目標の30%に届いていません。行動計画に定める他の目標と合わせ、引き続き取り組んでいく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	性別にかかわらず、また、全ての世代において、お互いを尊重し認め合い、自分の個性と能力が発揮できる環境づくりを進めます。

◆成果指標◆

市の管理的地位(係長以上)における女性の登用率	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 29.3% 令和9年度:目標値 30.0%	男女ともに家事・育児・介護等の家庭生活における責任を果たしながら、キャリア形成できる環境の構築を目指します。

◆基本事業◆

基本事業
1

男女共同参画社会実現のための環境づくり

- 男女共同参画社会を実現するために、「第2次豊前市男女共同参画行動計画」の実効性を高めるとともに、豊前市男女共同参画推進条例に基づく取組を推進します。
- 男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や各種講座を開催するとともに、様々な機会を通じて啓発活動を行います。
- 男女共同参画意識を醸成するため、小・中学校への出前講座や啓発冊子の配布等を行い、幼少期からの意識啓発を推進します。
- 多様性が活かされる地域づくりのため、講座開催や広報誌を用いた啓発を行い、性別による役割分担意識の解消や、性の多様性への理解を促進します。
- 市の審議会等の委員や、職場における管理職、地域における役職等、指導的立場への女性参画促進のため、女性リーダーの育成やネットワークづくりを推進します。

基本事業
2

暴力やハラスメントを許さない環境づくり

- 家庭・職場・地域におけるあらゆる暴力やハラスメントをなくすため、市民への啓発や企業・事業所への呼びかけを行います。誰もが人権を尊重され、自らが持つ能力を社会に活かすことができる環境づくりに取り組みます。
- 相談業務においては、女性相談・こころの相談に加え、庁内の各部署や関係機関との連携により相談者の支援に取り組みます。

基本事業
3

男女共同参画社会の推進体制の整備

- 男女共同参画推進にかかわる人材育成に努め、「ハートピアぶぜん」を拠点に活動ができる体制づくりに努めます。
- 庁内においては職員で組織する推進会議における施策の進行管理に努め、行動計画に掲げる施策の推進を図ります。



基本目標
4

豊かな個性を育み認め合う

政策12 多様な個性の尊重

施策
29

国際共生の推進

◆現状と課題◆

- 本市の総人口が減少する一方、平成31(2019)年4月に入管法(略)の改正に伴う新たな在留資格の創設や技能実習制度により、外国人住民数は今後も増加し、多国籍化が進むと見込まれます。
- なかでも、アジア出身者が多数を占めており、従前から情報発信する際に配慮されてきた「英語」等ではない言語を話す外国人住民が増えており、生活に必要な情報が届きにくいことがあります。
- また、大雨や台風、地震等の災害情報や避難情報、新型コロナウイルスに関する情報等を含め、各種行政サービスや医療情報、災害対策などの生活情報を、外国人住民に分かりやすく提供することが大きな課題となっています。
- さらには、地域社会で生活する上で必要なおみでの出し方や交通ルール等の制度について、文化や習慣などの違いからトラブルが生じ、地域住民との間に隔たりができてしまうこともあります。
- 今後も、人手不足等に伴い外国人数の増加が予想され、食文化や習慣、言語、宗教などが異なる外国人にとっても安心して暮らせるように、国際共生の取組を推進していく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	国籍や人種を問わず、多様な価値観を尊重しあい、地域コミュニティの一員として、お互いが支えあい安心して暮らすことができるように取組を進めます。

◆成果指標◆

日本語学習環境の提供数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 24回	日本語学習環境を提供することで、食文化や習慣、言語、宗教などが異なる外国人にとっても安心して暮らせるまちを目指します。
令和9年度:目標値 36回	



豊前市台湾友好議員連盟設立総会

◆基本事業◆

基本事業
1

在住外国人への環境整備

- 外国人住民にとって、本市で生活していく上で、日本語学習は必要不可欠です。国際共生を実現するための基礎として、外国人住民に対し日本語学習環境を提供します。
- ホームページやFacebook、多言語版防災メール配信等、複数のツールを活用し、外国人が孤立せず安心して生活できるように、外国人住民への情報伝達及び相談体制の充実を図ります。
- 「やさしい日本語」によるコミュニケーション環境の構築及び意識付けを行い、日本の生活・文化に馴染んでもらい、外国人住民も地域のイベントに参加しやすくなるなど、地域の担い手になってもらえるような取組を促進します。

基本事業
2

地域住民の国際意識の醸成

- 外国人住民との交流においては、英語やその外国人の母国語だけでなく、「やさしい日本語」の活用が重要であることから、「やさしい日本語」の普及・促進を図ります。異文化との交流を通して地域住民も自らの地域の文化や歴史を再認識する機会とし、国際的な感覚を身につけた人材の育成に取り組みます。
- 地域住民が外国人住民と気軽にコミュニケーションをとることで、防災や生活関連情報がスムーズに伝達できるような国際共生社会の構築を図ります。

基本事業
3

諸外国の大学等との連携による共生・受入れの推進

- 様々な機会を契機として諸外国の政府や地方公共団体、海外企業や海外の大学等との協議を行い、サテライトキャンパス構想事業等の実現に向けた連携体制の構築を図ります。
- 連携先の国・地域からの外国人材の受入れ等による、既存建築ストックの有効活用を促進します。
- 諸外国から受け入れる学生について、生活及び就労も含めた活動範囲を考慮し、本市での生活に馴染むことで、地域の担い手として活躍することを促進します。